平成２１年（フ）第３６６号
山口県下関市椋野上町４番33号
債務者　澄田　和則
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
山口県下関市秋根新町７番４―310号　公団住宅
債務者　安藤　和夫
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
福島県双葉郡楢葉町大字井出字八石95番地
債務者　松本まゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１２４７号
北九州市八幡西区友田３丁目４番25―404号
債務者　坂本ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２７１号
北九州市小倉北区熊谷１丁目15番24号
債務者　上久保登志子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９７号
長崎県南島原市深江町丁5270番地
債務者　永石　洋志
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第２３１４号
名古屋市名東区牧の原２丁目501番地　ホワイトビル503号
債務者　鳥井田　誠
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６８号
神奈川県相模原市東林間３丁目５番８号　旭コーポ205
債務者　耕野　三枝（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５７２号
神奈川県相模原市上矢部３丁目２番14号
債務者　大前　　円（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５２５号
神奈川県相模原市中央１丁目９番14号　リバティービル303
債務者　山口　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７５号
岩手県宮古市津軽石第13地割380番地７
債務者　横田　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第７６号
岩手県宮古市築地２丁目６番19号
債務者　佐々木　太
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第３８号
北海道根室市花園町２丁目15番地
債務者　石澤　克二
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第６６号
北海道標津郡中標津町東１条南８丁目３番地３
債務者　山口由美子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第２９４６号
横浜市港北区高田東３丁目45番３号
債務者　青木　正樹
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９５５号
横浜市港南区大久保２丁目13番12号　ハイツくまざわ201号
債務者　田中多恵子（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９６４号
横浜市旭区中希望が丘169番地10　スカイピア希望が丘ⅡＢ―102号
債務者　花田　安廣
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部